

令和7年度版

現任研修受講要件 と 実務経験の例（三重県）

受講要件の概要・現任研修初回受講

※初任者研修を令和2年度・3年度に受講した方

【受講要件】

初任者研修を受講後、5年間のうち通算2年以上相談支援業務に従事した

【注意】

受講者は「2年以上の実務経験があることについて市町の証明書」が必要

受講対象となる事例

- 令和3年度：初任者研修受講済み

- 令和4年2月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に3年6か月17日従事

⇒要件の2年以上を満たす→ ●受講対象

- 令和2年度：初任者研修受講済み

- 令和3年4月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に4年4か月17日従事

⇒要件の2年以上を満たす→ ●受講対象

- 令和2年度：初回の初任者研修受講済み

- 令和3年4月1日～令和4年11月30日：相談支援専門員に1年8か月30日従事

- 令和5年11月～令和6年9月：別業務（非従事）

- 令和6年9月～令和7年8月18日：再び従事（11か月18日）

⇒合計2年8か月18日→要件の2年以上を満たす→ ●受講対象

受講対象外となる事例

- 平成18年度：初任者研修受講済み

- 平成20年2月1日～平成21年8月18日→相談支援専門員に1年6か月17日従事

⇒ 要件の2年以上を満たさない→ **×** 受講対象外

- 令和2年度：初任者研修受講済み

- 令和6年4月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に1年4か月18日従事

⇒ 現任の相談支援専門員だが、要件の2年以上を満たさない→ **×** 受講対象外

- 令和3年度：初任者研修受講済み

- 令和6年2月1日～令和7年8月18日→相談支援専門員に1年6か月18日従事

⇒ 現任の相談支援専門員だが、要件の2年以上を満たさない→ **×** 受講対象外

受講対象外となる事例

- 令和2年度：初回の初任研修受講済み
 - 令和3年1月1日～令和3年12月31日：相談支援専門員に1年0か月0日従事
 - 令和4年1月1日～令和6年9月31日：別業務（非従事）
 - 令和6年10月1日～令和7年8月18日：再び従事（0年10か月18日）
- 合計1年10か月18日
- ⇒ 現任の相談支援専門員だが、要件の2年に満たない → **×** 受講対象外

- 平成26年度：初回の初任者研修受講済み
 - 平成26年12月1日～平成30年8月31日：相談支援専門員に3年9か月0日従事
 - 平成30年9月1日～令和2年12月31日：別業務（非従事）
 - 令和2年度：初任者研修（2回目）受講
 - 令和3年1月1日～令和6年3月31日：別業務（非従事）
 - 令和6年4月1日～令和7年8月18日 → 相談支援専門員に1年4か月18日従事
- ⇒ 現任の相談支援専門員だが、失効前の実務は合算できないため2年に満たない
→ **×** 受講対象外

受講要件の概要・現任研修2回目以上受講

※初任者研修を平成18年度・平成22年度・23年度
27年度・28年度 に受講した方

【受講要件】

- ①直近の現任研修を受講後、通算2年以上相談支援業務に従事した。
- ②現任研修受講時に、現に相談支援業務に従事している。

【注意】

- 受講要件の①②の何れかを満たすこと。
- 受講者は「現に従事していること もしくは 2年以上の実務経験があることについて市町の証明書」が必要。

受講対象となる事例

- 平成22年度：初回の初任者研修受講済み
 - 平成27年度・令和2年度：現任研修(1回目)・(2回目)受講
 - 平成22年4月1日～平成27年1月31日：別業務(非従事)
 - 平成27年2月1日～令和5年7月30日→相談支援専門員に8年5か月29日従事
 - 令和5年8月1日～令和7年8月18日：別業務(非従事)
- ⇒ 現任の相談支援専門員でないが、直近(令和3年度)の現任研修修了後に要件の2年以上相談支援専門員に従事したため要件を満たす→ ● 受講対象

- 平成28年度：初回の初任者研修受講済み
 - 令和3年度：初回の現任研修受講済み
 - 平成22年4月1日～令和7年3月30日：別業務(非従事)
 - 令和7年4月1日～令和7年8月18日：再び従事(4か月18日)
- ⇒ 合計4か月18日で要件の2年以上は満たさないが、現任の相談支援専門員
→ ● 受講対象

受講対象外となる事例

- 平成22年度：初回の初任者研修受講済み
 - 平成27年度・令和2年度：現任研修(1回目)・(2回目)受講
 - 平成24年4月1日～平成31年1月31日：相談支援専門員に6年10か月0日従事
 - 平成31年2月1日～令和7年8月18日：別業務(非従事)
- ⇒ 6年10か月の実務経験があるが、直近(令和2年度)の現任研修受講後、要件の2年以上相談支援専門員に従事しておらず、受講時点で現任の相談支援専門員でない → **×** 受講対象外

- 平成28年度：初回の初任者研修受講済み
 - 令和3年度：初回の現任研修受講済み
 - 平成22年4月1日～令和7年8月18日：別業務(非従事)
 - 令和8年9月1日～：相談支援専門員に従事する予定
- ⇒ 現に相談支援専門員に従事しておらず、2年以上の実務経験もない
→ **×** 受講対象外